

電気通信市場検証会議（第4回） 議事要旨

- 1 日時：平成29年5月31日（水）10:00～12:20
- 2 場所：総務省8階 第4特別会議室
- 3 出席者：
 - ・ 構成員（五十音順）
青木構成員、浅川構成員、池田構成員、大木構成員、大橋座長、中尾構成員、西村構成員、林座長代理
 - ・ 総務省
富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総務課長、竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、三田データ通信課長、徳光消費者行政第一課長、安東事業政策課調査官、内藤料金サービス課企画官、堀内事業政策課市場評価企画官、佐藤事業政策課課長補佐

4 議事

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ① 電気通信市場の分析（中間報告）
 - ② 電気通信事業者の業務の状況等の確認結果
 - ③ その他
- (3) 閉会

5 議事要旨

(1) 電気通信市場の分析（中間報告）

（堀内市場評価企画官から資料4-1に沿って説明。討議の内容は以下のとおり。）

林座長代理： 構成員限りとしている情報が非常に多いが、本会議の趣旨は構成員だけが検証することではなく、データを広く社会に公開することによって、国民各層からの検証を受ける場でもあると考える。非常に多くの傍聴者がおられることからしても、本資料への関心の高さが窺える。事業者の事業戦略に係る情報もあることとは思うが、本資料への関心の高さに鑑み、情報の公開に対する事業者のご理解・ご協力をお願いしたい。

中尾構成員： 移動系通信市場において、MNOに対する不満は料金、MVNOに対する不満は品質という言及があったが、逆にMNOに対して料金以外には不満がなく、MVNOに対して料金面では満足しているとも言える。MVNOがあるためにMNOも料金を一律に下げていくことが求められるのではなく、市場の需要を全て充足しているような状況を目指すのが良いのではないかと感じた。多様なユーザーが存在している中で、全体の市場としてはうまくカバーできているという見方もあるのではないかと感じた。

MVNO の品質に対する不満が挙げられているが、実際の通信品質に関する検証もなされると良いという印象を受けた。

また、隣接市場の分析については、非常に興味深く拝見した。MNO サービス又は MVNO サービスと FTTH サービスという組み合わせでセット販売が行われているが、セット割に対しては、元々コストが全く異なるものを同率で比較していく方法が良いのか、全部一律同じように割引が行われているか、あるいは需要があるところに適切に供給がなされているかという観点で分析すべきか、という点が悩ましいと感じた。

西村構成員： 中尾構成員のご指摘のとおり、MNO と MVNO はそれぞれターゲットが異なるため、MNO と MVNO それぞれの不満な点は、逆にそれぞれの満足な点でもあり、それぞれの需要をカバーできているという見方も可能と考える。また、MNO と MVNO では長期割引、期間拘束、認知度、販売チャネル等において大きな違いを有している中で、事務局の説明にもあったように、今後は MNO のサブブランドについて、MVNO との関係も含めた詳細な動向を把握する必要があるということが、今後のポイントになったと感じた。

池田構成員： 林座長代理のご指摘のとおり、構成員限りの情報が多いと感じた。移動系通信市場について卸売市場と小売市場を分けて分析し、新たな知見が生まれたと思うが、行政コストをかけて得た知見が国民の共有財産にならないというのはおかしいのではないか。特に、移動系通信は有限希少な資源である周波数を利用したサービスであり、それを割り当てられた事業者が第三者利用についてどのように取り組んでいるかということは非常に関心の高い部分であるため、情報をオープンにしていく方向でご検討いただきたい。事務局から課題として指摘のあった MNO のサブブランドの動向についても、把握できるよう取り組んでいただきたい。

また、審議会等で接続料の低廉化に取り組んでいるが、事務局の説明にもあったように固定系データ通信市場における FTTH 市場の競争の進展が、ユーザー料金の低廉化につながっていないという点も問題だと考える。

今回は市場における競争動向を把握するファクトについて大変よく調査していただいた。移動系通信サービス及び光コラボを利用した固定系通信の苦情が問題となっているため、消費者問題に関するデータの分析もあとと良いと感じた。

浅川構成員： 既にご意見があったように、MNO と MVNO である種の棲み分け的な状況が見えるが、それをもって市場が活性化されているかという議論があると思う。MVNO ユーザーの中でも、本当はコンテンツを多く利用したいが料金の安さから MVNO を選択した者がいるかもしれない。今後データサービスがリッチ化していく中で、ユーザーが本当に MVNO を選択したくてしているのか、実際にユーザーのニーズと合わせて市場が活性化されているのかということについて見ていく必要があると考える。

大木構成員： 移動系通信市場に関して、事業者別シェアなどストックの数字が多いという印象を受ける。動きを見るという意味では、例えば、各社毎の契約数の成長率やシェアの成長率にも注目すれば、何が要因となって各社が成長率を上げているのか、市場支配力が影響して成長しているのか、ということについての分析にもつながると考える。

青木構成員： 事業者シェアが分散化しつつあるという点から競争が進展しているという見方の一方で、料金プランにとりわけ大きな違いがないことを考えると、特に移動系通信市場においては、MNO と MVNO が別の土俵で競争している印象を受ける。これは既にご指摘があったように、それぞれターゲットを決めて事業を展開しているという見方もできる。ただ、MVNO も実店舗を置くようになっている、アフターサービスに力を入れるようになっている等、今まで MNO と比べて弱点とされてきた部分を強化する動きもある。今後、MNO と MVNO が渾然一体として競争が進むのかどうか、一定の期間を置いて見ていく必要がある。

また、FTTH の卸売について、当初は競争上の問題が生じないのかといった懸念が示されていたかもしれないが、どうも FTTH 市場全体の活性化にはつながっていないのではないかと踏まえ、他の設備事業者が積極的に卸売を行うべきなのか、それとはまた別の観点が必要となるのかということについて、継続的な分析を通して今後の検討材料となるのではないかと感じた。

更に、既に他の構成員もご発言されたとおおり、構成員限りの情報が多いと感じる。オープンにできないということは何かあるのではないかと思いたくなる。情報をオープンにできるよう、事業者も協力して欲しい。

堀内市場評価企画官： 複数の構成員の方々から、特に移動系通信市場について構成員限りの情報が多いというご指摘をいただいた。この点については事務局としても全く同じ考えである。事業者にとっては経営情報に該当すると捉えているところもあるが、固定系通信市場については関係事業者のご理解、ご協力もあり、現状でかなりの情報をオープンに示すことができている。今回、構成員限りとはいえ、移動系通信市場について席上に各種情報を出すことについての一定のご協力があった点は半歩前進であるが、構成員の方々から情報開示に関する力強いご意見をいただいたことを踏まえ、事業者との調整を進めてまいりたい。

また、本日は中間報告ということもあり、全ての情報をお示ししているわけではない。違う見せ方ができないかというご意見をいただいた部分については、最終報告である年次レポートの取りまとめに当たり、可能なものについては盛り込んでまいりたい。

隣接市場の分析に関しては、元々複数年をかけて分析手法を研究していかなければならないのではないかと問題意識から始めた取組である。本日お示した内容が全てというのではなく、今後ともご助言をいただきながら、分析の精度を高めてまいりたい。

本日は中間報告であり、サービスレベルに関する情報・分析が多かった。データの収集に関する時期的な問題によるものであるが、最終報告である年次レポートにおいては、設備ベースの情報等も追加した形での分析結果をお示しする予定である。

(2) 電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

(内藤料金サービス課企画官から資料 4 - 2 に沿って説明。討議の内容は以下のとおり。)

内藤料金サービス課企画官： 先ほど MNO と MVNO で市場のセグメントが分かれているのではないかとご意見があったが、総務省としては MNO でできることを MVNO でも同等の条件でできるようにしていくということを企図しており、極力連続的な

スペクトラムの上で競争ができる環境の整備に努めてまいりたい。

また、消費者保護関係については別途モニタリング・検証の場を設けており、そちらで詳細に取り扱っていること、そして先ほど問題となっていた MVNO の速度についても、総務省において計測方法についての在り方についての検討を開始していることを補足させていただく。

青木構成員： 事業者間で情報開示がまだ進んでいないことが1つの不満の原因であり、情報開示がある程度進めば行き違いが改善されるのではないかと考えている。また、端末ベンダーの扱いが大きなポイントになると感じている。電気通信事業法上、端末の問題とネットワークの問題には正確に線を引く必要があるかもしれないが、一方で利用者・事業者の観点からすると渾然一体となっている部分があるため、今後も注視していく必要があると考える。

林座長代理： 「注視」という表現が多く登場したが、注視することは非常に重要。注視状況を本会議に随時報告いただき、検証することで、うまく PDCA サイクルを回していただくようにしていただきたい。

中尾構成員： セグメント化している市場に対しては連続的な市場形成を目指すという部分はよく理解できた。MNO から MNO への移行、MNO から MVNO への移行に関する情報に加えて、MVNO の品質等に問題を感じているユーザーが再び MNO へ回帰するといった数字もあると、連続的な市場が形成できていることの1つの証拠になり得ると考える。

また、企業の努力も尊重すべきであり、優良なサービスを提供する企業が利益を上げられるような市場の仕組みが望ましいと考える。その意味で MVNO は帯域の卸であり、利益を上げるためには限られた帯域を多数のユーザーに利用させることにもなりかねない。希望的な意見になるが、優良なサービスを提供する企業の利益が上がるか、できるだけ優良なサービスを提供する企業が増えていくようにするためのガイドラインのようなものがあると良いのではないかと考える。

池田構成員： 今回の市場検証の取組は、年次計画に基づいて重点事項の調査を実施することにより通信市場の課題の早期発見につながっている。論点が早期に抽出され、課題の整理がなされており、その課題に対する解決方法のアクションを可能なものから実施していくということで、データの収集・分析にとどまらず政策につながっていくところのスピード感に衝撃を受けた。この市場検証の仕組みは大変良いものである。

また、先ほど MNO と MVNO の棲み分けに関する議論があったが、品質に見合った料金、料金に見合った品質が確保されている状態で、それが正しい情報として表示されて消費者が選択できる環境をつくっていくことが重要と考える。

藤野料金サービス課長： 品質の件で幾つかコメントをいただいたが、MVNO が使用するインフラは MNO のインフラであり、本質的に MVNO のみ品質が悪いということはない。品質の差は、MVNO が MNO にどの程度の料金を払うか、それが体力的にどうなのかということに依存している。MVNO は接続料の他に SIM や回線管理システムの費用等を MNO に支払っており、それらの料金は極力適正な、あるいは費用ベースのものにしていかなければならない。本質的に、MNO は料金が高いが品質は良い、MVNO

は料金が安い品質が悪い、ということが決まっているものではないはずなので、今回注目したような費用負担面等についてよく措置を行い、できるだけ同等の条件で競争できるようにしてまいりたい。措置状況については、またこの場でも報告させていただくようにしたい。

(堀内市場評価企画官から資料4-3、4-4及び4-5に沿って説明。質疑の内容は以下のとおり。)

池田構成員： 消費者問題について、NTT東西及び卸先事業者において一定の取り決めがなされているとのことだが、事務局の指摘にもあるように、現実問題として苦情が多いことは事実であり、現場レベルで実効性が伴っていないのではないかと。総務省において注視するとしていただいております、NTT東西及び卸先事業者の現場の方々におけるより一層の取り組みをお願いしたい。

また、更なる確認・対応を要する事項として4点挙げられている点について、これは大変重要な指摘であり、今後の対応方針を示されたことの意義は大変大きい。特に、(1)の携帯電話とFTTHのセット割引及び(3)の卸売料金と小売料金の関係については重要な問題だと思う。今後、調査を行うというのは大変重要な取り組みであるので、別途、調査結果について伺いたい。

(4)の再転用時にIP電話番号が変わることについては、これまでもいろいろな会合・機会に問題提起をしてきたが、電気通信市場検証会議で取り上げていただき感謝。今後、業界団体の中でしっかりとご検討いただきたい。現に一部のMNOが番号の継続利用を可能とする手法を用いて営業活動を行っているとのことだが、これは一部のMNOだけではなく、他の卸先事業者も行うことが可能な環境になっているのか。

堀内市場評価企画官： 当該一部のMNOに限らず、他の卸先事業者においても可能である。

青木構成員： FTTHの卸売市場について、事業者別シェアやアンケート調査を中心とした情報からは特段の問題がなさそうに見えたが、事業者へのヒアリングを通じて問題が浮き彫りになったという印象を持った。それだけ激しい競争が展開されているという見方もできるが、競争の後がどうなるかということが重要。マーケットが望ましい競争に向かって動いていけば良いが、うまくいかない場合には、一定程度の外部からの圧力が必要になってくるかもしれないと感じた。

西村構成員： 固定系通信市場の重要性は再度認識しなければならないと思った。移動系・固定系に通底するような小売市場の競争の土台となる卸売市場の競争環境の整備は必須であり、依然として電気通信事業法から外すことはできないと考える。事務局から説明のあった更なる確認・対応を要すると考えられる事項もこれに当てはまるものである。先ほど移動系通信の部分で接続と卸の2つの選択について説明いただいたが、卸に対する規制枠組みが接続協定の方に近づいてくることにならざるを得ないのではないかと印象を持った。したがって、特に卸に関しては当事者間の協議が前提となっているが、どのようなことが協議対象に含まれているのか、当該協議対象に対する総務省のアクセスについても今後考えていかなければならない事項になるのではないかと考えた。

堀内市場評価企画官： 総務省における従来の市場分析は、市場支配力の有無を中核としたデータ分析を中心に行ってきた。電気通信市場検証会議においては、データ分析にとどまらず、事業者の業務の状況等に関するモニタリングにも力を入れており、それらを両輪として最終的に検証を行うというスキームを取り入れている。第1回会合でご説明したとおり、業務の状況等の確認においては、問題点の早期発見にも力点を置いている。モニタリングを通じて問題点が見つければ、速やかに対応してまいりたい。データを分析して終わりということではなく、具体的な取り組みを伴った形でPDCAサイクルを回していけないのではないかと考えている。

また、西村構成員より電気通信事業法に関するご意見をいただいたことに関連して申し上げる。「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」(平成28年7月15日)に基づく検証期間は3年間としており、平成28年5月に施行された改正電気通信事業法の改正項目が有効に機能しているかといった点を中心として検証することとしている。卸関係の改正電気通信事業法の内容が、今後とも現在の内容で十分なのかどうか、しかるべき時期に検討する際の具体的な材料・事実を電気通信市場検証会議の場で幅広く集めていきたい。今回はその1年目、端緒という位置づけである。

大橋座長： 今回、市場分析のデータ分析作業も膨大で、事業者ヒアリングにも多大な時間をかけられたところ、コンパクトにまとめていただいた。大変なご努力があったことと思う。感謝申し上げます。事務局においては最終報告書の作成を進めていただきたい。

(3) 今後のスケジュールについて

佐藤課長補佐から、次回会合を平成29年6月30日(金)13:00から開催する予定である旨の説明があった。

(以上)